平成２２年（フ）第１２５９号
仙台市若林区上飯田２丁目３番81号
債務者　佐藤　洋寿
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６１号
仙台市若林区荒井字高屋敷５番地の２　ＣａｎｆｏｒｔａｂｌｅＭｏＭｏ201
債務者　小笠原綾子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２１号
仙台市若林区沖野２丁目13番17号　第２寿荘103森方
債務者　櫻井　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
福島県南相馬市原町区本町１丁目84番地
債務者　田代　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第４８６号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡2761番地54
債務者　川澄　里美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８９号
茨城県那珂市戸崎1380番地２
債務者　薗部　利雄
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０３号
茨城県水戸市元吉田町1724番地の７
債務者　長谷川弘明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０６号
茨城県水戸市大工町３丁目８番21号　川上方２階
債務者　須能みよ子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５号
茨城県水戸市元吉田町1818番地の21
債務者　生畑目加代子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２３号
茨城県鉾田市下太田298番地１
債務者　出津　洋明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２４号
茨城県水戸市東赤塚4345番地　県営赤塚アパート２棟３Ｆ３号
債務者　青柳香代子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２７号
茨城県ひたちなか市東石川１丁目16番８号リバティー102号
債務者　宮本　隆行
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
茨城県稲敷郡阿見町住吉１丁目５番地２　ストーンハイムＢ
債務者　繋　　英晃
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０２号
茨城県つくば市谷田部2068番地１
債務者　中田　勇一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８１号
金沢市桜田町１丁目127番地　メゾンディアマンテ101号、従前の住所石川県七尾市本府中町チ部22番地８
債務者　河田　純子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
金沢市京町３番26号　ハイム87―102号、従前の住所金沢市疋田２丁目212番地
債務者　髙橋　啓一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３４号
京都府久世郡久御山町大字下津屋小字川原44番地の１　府営下津屋団地６棟202号、住民票上の住所京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地15棟506号
債務者　橋里　樹梨
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係